

第一次世界大戦後、欧米で普通選挙が実現されていきました。

● **ドイツ** → (1919)年、(ワイマール憲法)が制定され、  
20歳以上の男女の普通選挙が認められた。

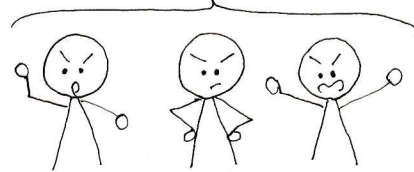
● **アメリカ** → 翌年に男女の普通選挙が実現した。  
**イギリス** **ソ連** も続きます。

● **日本** → 普通選挙の実現を求める運動がさかんになります。

(護憲三派)を結成

(1924)年  
政党を無視した  
内閣が誕生

これに  
反発



内閣  
打倒!

(高橋是清・犬養毅・加藤高明)

第二次護憲運動

が起こった。

↓  
政党内閣の(加藤高明)内閣が成立!!

(憲政会)総裁

(1925)年、アメリとムチの2つの法律を公布した。

「**普通選挙法**」が成立した。  
(25)才以上の(男子)に選挙権を  
与えた。

「**治安維持法**」の成立。  
共産(社会)主義運動の  
取り締まりを行った。

1932年、五・一五事件で犬養毅暗殺までの時代を  
『**憲政の常道**』という。